

改 正 後	改 正 前
<p>(代替資産等の取得の日) 31・32共 - 7 (1) (2)、第37条の5((既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例))、第37条の7((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))又は第37条の9の2((認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))の規定の適用を受けた買換え資産、交換取得宅地若しくは譲受け宅地又は交換取得土地建物等若しくは譲受け土地建物等 これらの資産の実際の取得の日</p> <p>措置法第31条の2 ((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例))</p> <p>(<u>都市基盤整備公団</u>等に対する土地等の譲渡) 31の2 - 4 <u>都市基盤整備公団</u>、土地開発公社又は (1)、<u>都市基盤整備公団</u>、土地開発公社又は (2) <u>都市基盤整備公団</u>、地方住宅供給公社又は</p> <p>(削 除)</p>	<p>(代替資産等の取得の日) 31・32共 - 7 (1) (2)、第37条の5((既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例))又は第37条の7((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))の規定の適用を受けた買換え資産、交換取得宅地若しくは譲受け宅地 これらの資産の実際の取得の日</p> <p>措置法第31条の2 ((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例))</p> <p>(<u>住宅・都市整備公団</u>等に対する土地等の譲渡) 31の2 - 4 <u>住宅・都市整備公団</u>、土地開発公社又は (1)、<u>住宅・都市整備公団</u>、土地開発公社又は (2) <u>住宅・都市整備公団</u>、地方住宅供給公社又は</p> <p>(<u>国土利用計画法の許可等を要しない場合の不適用</u>) 31の2 - 19 <u>国土利用計画法第14条第2項((土地に関する権利の移転等の許可))</u>又は第23条第2項((土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出))若しくは第27条の4第2項((注視区域における土地に関する権利の移転等の届出))(第27条の7第1項((監視区域における土地に関する権利の移転等の届出))において準用する場合を含む。)の規定により</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削 除)</p>	<p><u>第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県知事への届出が必要とされていない売買契約に基づき譲渡した土地等については、措置法第31条の2第2項第8号の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</u> <u>31の2 - 20 措置法規則第13条の3第1項第8号へ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において、当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうことに留意する。したがって、国土利用計画法第14条第1項の許可の内容と異なる事項を約した売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第1項第8号へ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、措置法第31条の2第1項の規定の適用はない。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</u> <u>31の2 - 21 措置法規則第13条の3第1項第8号へ(2)に規定する「国土利用計画法.....第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうことに留意する。したがって、次に掲げる売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第1項第8号</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2 - <u>19</u>。</p> <p>(「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2 - <u>20</u>。</p> <p>(換地処分後の土地等の譲渡) 31の2 - <u>21</u>。</p> <p>(住宅の床面積等) 31の2 - <u>22</u>。</p> <p>(併用住宅の場合) 31の2 - <u>23</u>。</p> <p>(床面積の意義) 31の2 - <u>24</u>。</p>	<p><u>へ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、措置法第31条の2第1項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(1) 当該届出をした日から起算して6週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約</u></p> <p><u>(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取り価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)</u></p> <p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2 - <u>22</u>。</p> <p>(「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2 - <u>23</u>。</p> <p>(換地処分後の土地等の譲渡) 31の2 - <u>24</u>。</p> <p>(住宅の床面積等) 31の2 - <u>25</u>。</p> <p>(併用住宅の場合) 31の2 - <u>26</u>。</p> <p>(床面積の意義) 31の2 - <u>27</u>。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2 - <u>25</u></p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) <u>31の2 - 26 措置法規則第13条の3第7項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において、当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうことに留意する。したがって、国土利用計画法第14条第1項の許可の内容と異なる事項を約した売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第7項第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、措置法第31条の2第3項の規定の適用はない。</u></p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) <u>31の2 - 27 措置法規則第13条の3第7項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下この項において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうことに留意する。したがって、次に掲げる売買契約に基づいて買い取られた土地等に係る譲渡所得については、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3第7項第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、措置法第31条の2第3項の規定の適用はない。</u></p>	<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2 - <u>28</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(1) 当該届出をした日から起算して6週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約</u></p> <p><u>(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取り価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)</u></p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - <u>28</u></p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類) 31の2 - <u>29</u></p> <p><u>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用)</u> 31の2 - <u>30</u> 措置法第31条の2第1項又は第3項の規定は、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は第7項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する書類の添付がある場合に限り適用があるのであるが、<u>確定申告書に当該書類の添付がない場合であっても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、当該書類の提出があった場合に限り、同法第31条の2第1項又は第3項の規定の適用を認めて差し支えない。</u></p>	<p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - <u>29</u></p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類) 31の2 - <u>30</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条の3（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3 - 1、第37条の6（<u>特定の交換分合により土地等</u>を取得した場合の課税の特例）、第37条の7（<u>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）若しくは第37条の9の2（<u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p>（注）1 2</p> <p>措置法第32条（短期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定）</p> <p>32 - 11、第37条の7（<u>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）若しくは第37条の9の2（<u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。</p>	<p>措置法第31条の3（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3 - 1、第37条の6（<u>特定の交換分合により土地等</u>を取得した場合の課税の特例）若しくは第37条の7（<u>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p>（注）1 2</p> <p>措置法第32条（短期譲渡所得の課税の特例）関係</p> <p>（課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定）</p> <p>32 - 11、第37条の7（<u>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>）の規定の適用を受ける場合には、.。</p>